

様式第2号（第5条関係・全体評価）

環境配慮推進状況評価表（事業種類別）

部 局 名： 環境部

事業種名： 公園・緑地の整備

1 取組の概要

（各部局における埼玉県環境配慮方針（埼玉県環境保全率先実行計画）～公共事業関連～に基づく環境配慮の推進状況の概要を記述する。）

- （1）自然公園内の施設の整備・改修にあたっては、建設廃材の削減やリサイクル素材・資材の利用を促進するなど、環境への負荷をできるだけ少なくする配慮をしている。
- （2）施設の維持管理にあたっては、樹林地・湿地・水辺環境などの多様性の確保に努め、必要に応じて、ボランティア団体や地元住民と協働で維持管理を行っている。
- （3）自然学習施設の管理運営に指定管理者制度を導入し、指定管理者の持つ専門的なノウハウを活用しながら、自然保護思想の普及啓発に努めている。

2 主な成果

（特に成果を上げることのできた環境配慮の内容を事例を用いて記述する。）

- （1）自然学習センター・北本自然観察公園やさいたま緑の森博物館では、ボランティアや地元団体と協働し、園路補修や下草刈りなどの園地管理作業を行うことができた。
- （2）自然学習センターでは、一般県民を対象として、定例自然観察会、しぜん工作教室及び環境かみしばい等を開催し、自然について学習し、理解を深めてもらう場の提供を積極的に行った。
- （3）狭山丘陵いきものふれあいの里センターでは、小中学校の環境学習への支援として、各学校の要望を取り入れた教育プログラムを作成し、職員を派遣した。
- （4）美の山公園では、花つきを良くするため適切な時期の剪定、除伐により林床を明るくし、生物の多様性の確保に努めた。

3 今後の方針

（環境配慮の充実に関する各部局の今後の考え方を記述する。）

- （1）施設の整備、改修にあたっては防腐対策や湿地の保全など、周辺の自然環境に対する負荷をできるだけ少なくする工法を用いるなど配慮していくとともに、樹林地や、湿地の維持管理に際してはボランティア団体や地元住民との協働をさらに進めていく。
- （2）指定管理者の専門的なノウハウを活用し、自然学習施設における自然観察会や自然体験講座の充実を図り、自然保護思想の普及啓発を推進する。

4 課 題

（環境配慮の充実のために解決が必要と考えられる課題があれば記述する。）
特になし

5 事業一覧

（様式第1号により個別評価を行った事業を列举する。）
別表-2のとおり

別表 2
個別評価事業一覧

事業年度:平成27年度
事業種名:公園、緑地の整備

部局名:環境部

番号	事業名	配慮事項・段階	該当チェック数	実施チェック数	環境配慮実施率(%)	総合評価
1	自然学習センター・北本自然観察公園管理運営	管理段階	22	22	100.0	5
2	狭山丘陵いきものふれあいの里管理運営	管理段階	20	20	100.0	5
3	さいたま緑の森博物館管理運営	管理段階	23	23	100.0	5
4	自然公園等管理事業(美の山公園)	管理段階	30	24	80.0	4
	合計		95	89		

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 環境部

課・所・室名 みどり自然課

事業の種類	公園、緑地の整備	事業名	自然学習センタ - ・北本自然観察公園管理運営																								
事業の規模	北本自然観察公園 27.1 ha	実施場所	自然学習センタ - ・北本自然観察公園																								
計画期間		段階	管理段階																								
<p>事業の概要：</p> <p>自然学習センタ - と北本自然観察公園と一体的な活用を図りながら、自然とのふれあいや学習の場として活用する。</p> <p>平成 18 年度から、指定管理者による管理・運営が行われている。</p> <p>平成 27 年度の主な事業実績</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 30%;">・定例自然かんさつ会</td> <td style="width: 10%;">122回</td> <td style="width: 10%;">2,528人</td> <td style="width: 30%;">・自然観察オリエンテーリング</td> <td style="width: 10%;">5回</td> <td style="width: 10%;">1,746人</td> </tr> <tr> <td>・しぜん工作教室</td> <td>59回</td> <td>1,116人</td> <td>・自然に親しむイベントデー</td> <td>7回</td> <td>1,618人</td> </tr> <tr> <td>・環境かみしばい</td> <td>47回</td> <td>410人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>団体対応</td> <td>187団体</td> <td>7,961人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				・定例自然かんさつ会	122回	2,528人	・自然観察オリエンテーリング	5回	1,746人	・しぜん工作教室	59回	1,116人	・自然に親しむイベントデー	7回	1,618人	・環境かみしばい	47回	410人				団体対応	187団体	7,961人			
・定例自然かんさつ会	122回	2,528人	・自然観察オリエンテーリング	5回	1,746人																						
・しぜん工作教室	59回	1,116人	・自然に親しむイベントデー	7回	1,618人																						
・環境かみしばい	47回	410人																									
団体対応	187団体	7,961人																									

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

一般県民を対象として、定例自然観察会、しぜん工作教室及び環境かみしばい等を開催し、自然について学習し、理解を深めてもらう場の提供を積極的に行った。

平成27年度は、県内の幼稚園・保育所や小中学校の自然体験の場として重要であり、園児・児童に対する環境教育プログラムの提供、教員向け環境教育研修の年次研修等の勧誘に努め、教育委員初任者研修（教員研修）等指導的役割を担う人材育成を実施した。また、積極的に団体利用を受け入れ、過去最高の受入団体数だった昨年と同程度の1875団体7,961人を対応した。

その他、ボランティアの協力を得て、森林整備や園路補修、希少種のための草地管理などを実施した。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1. 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
2. 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

	環境教育に配慮した公園緑地の整備を促進する。											✓	✓
	さいたまレッドデータブックに基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、その保護を図る。											✓	✓
	樹林地や湿地等の管理段階においては、野生動植物等の生息環境の保全に配慮する。											✓	✓
	ビオトープ及びミティゲーションなどの事業を促進する。											✓	✓
	ビオトープネットワーク計画を促進する。												
	希少野生動植物及び生態系等の環境調査・研究を促進する。												
	工事の施工時期の選定に当たっては、野生生物への影響に配慮する。												
	植栽や魚の放流等においては、野生生物への影響に配慮する。											-	-
基本方向 3 県民等の自主的取組の促進	地域別		配慮時期				チェック						
	山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施			
基本的配慮事項 1 自然保護や自然観察についての学習機会の場合としての活用を図り、県民等の自主的取組みの推進に配慮する。													
個別事項	地域の環境活動や指導者の育成に対応するため、観察会や体験学習などの各種講習会の開催を促進する。											✓	✓
	学校教育の一環として、公園、緑地を環境教育のフィールドとして活用するなど、関係部局との連携の強化を図る。											✓	✓
	住民共同緑化の支援を推進する。											-	-
	彩の国ナチュラリスト（自然観察指導員）の育成・活用促進を図る。											-	-
	さいたま緑のトラスト運動を推進する。											-	-
	周辺の自然と調和した市民農園の普及を促進する。											-	-
	公園、緑地等の環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。											✓	✓
基本的配慮事項 2 事業内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。													
個別事項	自然観察や花便りなど緑の情報、各種行事の情報提供を促進する。											✓	✓
	公園内防災機能の強化と適切な避難地情報の提供を促進する。											-	-
	情報提供のネットワーク化に努める。											✓	✓
	適切な情報提供のためのパンフレットの更新を図る。											✓	✓
実施率 (b / a (%))										合計	合計		
100%										(a)	(b)		
										22	22		

【記入方法】

1. 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
2. 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価

5

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 環境部

課・所・室名 みどり自然課

事業の種類	公園、緑地の整備	事業名	狭山丘陵いきものふれあいの里管理運営									
事業の規模	狭山丘陵いきものふれあいの里 40.7ha	実施場所	いきものふれあいの里 (県立狭山自然公園内)									
計画期間		段階	管理段階									
<p>事業の概要：</p> <p>県立狭山自然公園の利用の拠点としていきものふれあいの里事業を展開 平成 1 8 年度からは指定管理者による管理、運営が行われている。 平成 2 7 年度 狭山丘陵いきものふれあいの里センター利用者 2 9 , 4 3 1 人 (過去最高) 平成 2 7 年度の主な事業実績</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="padding-left: 20px;">自然観察会等</td> <td style="padding-left: 40px;">4 2 回</td> <td style="padding-left: 40px;">4 6 7 人</td> </tr> <tr> <td>里山体験講座</td> <td>7 回</td> <td>1 3 2 人</td> </tr> <tr> <td>団体解説対応等</td> <td>1 9 1 団体</td> <td>1 3 , 5 3 7 人</td> </tr> </table>				自然観察会等	4 2 回	4 6 7 人	里山体験講座	7 回	1 3 2 人	団体解説対応等	1 9 1 団体	1 3 , 5 3 7 人
自然観察会等	4 2 回	4 6 7 人										
里山体験講座	7 回	1 3 2 人										
団体解説対応等	1 9 1 団体	1 3 , 5 3 7 人										

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

里山の維持管理作業に関する体験講座の開催
 里山の維持管理を学び実践することを目的に、地元講師を招き体験講座を実施した。【2回 20人】
 教育機関等の環境学習への支援
 小・中学校からの依頼を受け、環境学習プログラムの提供や職員派遣を実施した。
 【32団体 3,122人】
 地域企業との連携
 狭山丘陵の自然を知っていただくため、地域企業と連携しウオーキングイベントを実施した。
 【2回 2,929人】

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1. 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が4以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
2. 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が2以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 。総合評価が3以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

樹林地や湿地等の管理段階においては、野生動植物等の生息環境の保全に配慮する。										✓	✓
ビオトープ及びミティゲーションなどの事業を促進する。										✓	✓
ビオトープネットワーク計画を促進する。											
希少野生動植物及び生態系等の環境調査・研究を促進する。											
工事の施工時期の選定に当たっては、野生生物への影響に配慮する。											
植栽や魚の放流等においては、野生生物への影響に配慮する。										-	-

基本方向 3	地域別				配慮時期				チェック		
	山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
県民等の自主的取組の促進											
基本的配慮事項 1											
自然保護や自然観察についての学習機会の場としての活用を図り、県民等の自主的取組みの推進に配慮する。											
個別事項	地域の環境活動や指導者の育成に対応するため、観察会や体験学習などの各種講習会の開催を促進する。									✓	✓
	学校教育の一環として、公園、緑地を環境教育のフィールドとして活用するなど、関係部局との連携の強化を図る。									✓	✓
	住民共同緑化の支援を推進する。									✓	✓
	彩の国ナチュラリスト（自然観察指導員）の育成・活用促進を図る。									-	-
	さいたま緑のトラスト運動を推進する。									-	-
	周辺の自然と調和した市民農園の普及を促進する。									-	-
公園、緑地等の環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。									✓	✓	
基本的配慮事項 2											
事業内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するように努める。											
個別事項	自然観察や花便りなど緑の情報、各種行事の情報提供を促進する。									✓	✓
	公園内防災機能の強化と適切な避難地情報の提供を促進する。									-	-
	情報提供のネットワーク化に努める。									✓	✓
	適切な情報提供のためのパンフレットの更新を図る。									✓	✓
実施率 (b / a (%))									合計 (a)	合計 (b)	
100%									20	20	

【記入方法】

1. 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。

2. 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	5
------	---

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 環境部

課・所・室名 みどり自然課

事業の種類	公園、緑地の整備	事業名	さいたま緑の森博物館管理運営																														
事業の規模	さいたま緑の森博物館 85.5 ha	実施場所	さいたま緑の森博物館 (県立狭山自然公園内)																														
計画期間		段階	管理段階																														
<p>事業の概要：</p> <p>狭山丘陵の自然を保全するとともに、自然とのふれあいの場として活用する。 平成 18 年度からは、指定管理者による管理、運営が行われている。 平成 27 年度の主な事業実績</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">自然観察会</td> <td style="width: 10%;">5 回</td> <td style="width: 10%;">82 人</td> <td style="width: 30%;">食育体験教室(稲作)</td> <td style="width: 10%;">7 回</td> <td style="width: 10%;">196 人</td> </tr> <tr> <td>里山体験教室</td> <td>3 回</td> <td>9 人</td> <td>ボランティア養成講座</td> <td>3 回</td> <td>72 人</td> </tr> <tr> <td>里山文化講座</td> <td>1 回</td> <td>22 人</td> <td>里山キャンプ</td> <td>1 回</td> <td>20 人</td> </tr> <tr> <td>里山ようちえん</td> <td>8 回</td> <td>125 人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>団体等受入</td> <td>68 団体</td> <td>2,055 人</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>				自然観察会	5 回	82 人	食育体験教室(稲作)	7 回	196 人	里山体験教室	3 回	9 人	ボランティア養成講座	3 回	72 人	里山文化講座	1 回	22 人	里山キャンプ	1 回	20 人	里山ようちえん	8 回	125 人				団体等受入	68 団体	2,055 人			
自然観察会	5 回	82 人	食育体験教室(稲作)	7 回	196 人																												
里山体験教室	3 回	9 人	ボランティア養成講座	3 回	72 人																												
里山文化講座	1 回	22 人	里山キャンプ	1 回	20 人																												
里山ようちえん	8 回	125 人																															
団体等受入	68 団体	2,055 人																															

総合評価	5
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

一般県民を対象として、食育体験教室や自然観察会などの開催や、当日参加型のガイドウォークを実施することで、身近な自然にふれあえる場の提供を積極的に行った。また、未就学児とその保護者を対象とした里山ようちえんを新規に始め、自然ふれあいイベントへの参加機会が少ない未就学児に貴重な場と経験を提供することができた。

平成 27 年度は団体利用に関する周知に引き続き注力し、団体数としては前年度並みの 68 団体、2,055 人を対応した。周知の拡大とともに質的向上を図り、小学校や幼稚園・保育園による利用に際し、担当教員・保育士と事前に打ち合わせ、下見を行い、それぞれの団体に合わせたプログラムを実施した。

また、ボランティア団体の協力を得て植物調査や樹林地管理の実施を行った。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

【記入方法】

1. 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
 なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
2. 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
 なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
 総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 4 公園、緑地の整備に関する環境配慮方針

事業名	さいたま緑の森博物館管理運営
-----	----------------

	地域別	配慮時期				チェック						
		山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
基本方向 1 環境への負荷の少ない地域社会の実現												
基本的配慮事項 1 公園、緑地の緑が持つ二酸化炭素の吸収や大気浄化、都市気象の緩和などの環境保全機能に留意し、環境への負荷の低減に努める。												
個別事項	緑地率の向上を推進する施設計画に努める。											
	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。									✓	✓	
	省エネルギー、省資源型のシステム・機器の採用を図る。											
	新エネルギー（ソーラー・風力等）の採用に努める。											
	緑地の効果評価システムや地球環境保全効果の調査・研究を促進する。											
	自然エネルギー利用技術の調査・研究を促進する。											
基本的配慮事項 2 公園、緑地の緑が持つ水循環の機能に留意し、環境への負荷の低減に努める。												
個別事項	土壌の流出抑制・保水性の向上を図る。											
	雨水の流出抑制・貯溜・浸透・循環利用を促進する。											
	汚水・雑排水の土壌浄化システムの採用に努める。											
	水循環利用システム・利用技術の調査・研究を促進する。											
基本的配慮事項 3 公園、緑地の緑が持つ環境保全機能に留意し、騒音・振動の緩和やリサイクルを促進し、環境への負荷の低減に努める。												
個別事項	環境対策型建設機械を採用する。									✓	✓	
	工事施工中の粉じん対策を図る。									-	-	
	建設発生土の発生抑制・区域内処理を促進するとともに、建設発生土を活用した公園づくりを検討する。											
	建設廃材の削減、リサイクル素材・資材の利用を促進する。									✓	✓	
	公園内の発生ゴミの抑制対策・分別処理を促進する。									✓	✓	
	施設の適正管理・耐久性向上を促進する。									✓	✓	
	落葉等によるコンポスト化等のリサイクルを促進する。									✓	✓	
	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。									✓	✓	

【評価基準】

- 5：実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4：実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3：実施率が、70%以上である。
- 2：実施率が、50%以上70%未満である。
- 1：実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。

環境配慮推進状況評価表（事業別）

部局名 環境部

課・所・室名 秩父環境管理事務所

事業の種類	公園、緑地の整備	事業名	自然公園等管理事業
事業の規模	美の山公園 4.1 ha	実施場所	美の山公園
計画期間		段階	管理段階
<p>事業の概要：</p> <p>秩父市と皆野町にまたがる標高 582 m の蓑山山頂一帯にサクラの名所をつくろうと整備された公園である。奥武蔵、外秩父、奥秩父の山々を一望でき、また、季節の移り変わりに伴い、ヤマツツジ・アジサイなどの植物や野鳥の観察ができる場として整備し、活用する。</p> <p>平成 27 年度の主な事業実績</p> <p>美の山公園維持管理業務（園内美化清掃、桜・芝生・園地・遊歩道・給水施設・公衆便所・観光道路・駐車場管理等）</p> <p>美の山公園緑地保全業務（アジサイ・ツツジ・ユキヤナギ剪定等）</p> <p>美の山公園天狗巣病対策業務（天狗巣病罹病枝切除、衰弱木伐採、桜植栽等）</p>			

総合評価	4
------	---

【記入方法】

評価基準に基づき評価を行った総合評価を記入する。

特に配慮した事項

公園の花木が来園者の主な目的なため、花つきを良くするため適切な時期の剪定、雑草刈払いにより林床を明るくし、生物の多様性の確保に努めた。

開花時期等の問い合わせが多いため、ホームページによる開花状況の更新を適宜行い、情報提供に努めた。

桜の美の山復活ハイキングイベントを実施し、美の山公園の魅力を県内外にアピールした。

天狗巣病対策によりサクラの樹勢の回復に努めた。

配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項

広い公園は通路草刈などの最低限の維持管理及び施設の老朽化による修繕に予算の大半が使われる。そのため、維持管理が十分に行えず、観察等には不向きな場所や当初予定されていた用途で利用されていない箇所がある。

【記入方法】

- 「特に配慮した事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮した事項とその内容について記入する。
なお、総合評価が 4 以上の事業にあっては、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。
- 「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあたっての配慮すべき事項」欄は、事業実施に当たって、特に配慮できなかった事項及びその理由や配慮すべき事項について記入する。
なお、総合評価が 2 以下の事業にあっては、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。
総合評価が 3 以上の事業についても、今後の事業にあたっての配慮すべき事項について、記入する。

別表 - 1 4 公園、緑地の整備に関する環境配慮方針

事業名	自然公園等管理事業
-----	-----------

基本方向 1	地域別				配慮時期				チェック	
	山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
環境への負荷の少ない地域社会の実現										
基本的配慮事項 1										
公園、緑地の緑が持つ二酸化炭素の吸収や大気浄化、都市気象の緩和などの環境保全機能に留意し、環境への負荷の低減に努める。										
個別事項	緑地率の向上を推進する施設計画に努める。									
	地域の環境改善のための多様な緑の創造に努める。								✓	✓
	省エネルギー、省資源型のシステム・機器の採用を図る。									
	新エネルギー（ソーラー・風力等）の採用に努める。									
	緑地の効果評価システムや地球環境保全効果の調査・研究を促進する。									
	自然エネルギー利用技術の調査・研究を促進する。									
基本的配慮事項 2										
公園、緑地の緑が持つ水循環の機能に留意し、環境への負荷の低減に努める。										
個別事項	土壌の流出抑制・保水性の向上を図る。									
	雨水の流出抑制・貯溜・浸透・循環利用を促進する。									
	汚水・雑排水の土壌浄化システムの採用に努める。									
	水循環利用システム・利用技術の調査・研究を促進する。									
基本的配慮事項 3										
公園、緑地の緑が持つ環境保全機能に留意し、騒音・振動の緩和やリサイクルを促進し、環境への負荷の低減に努める。										
個別事項	環境対策型建設機械を採用する。								✓	✓
	工事施工中の粉じん対策を図る。								✓	✓
	建設発生土の発生抑制・区域内処理を促進するとともに、建設発生土を活用した公園づくりを検討する。								✓	✓
	建設廃材の削減、リサイクル素材・資材の利用を促進する。								✓	✓
	公園内の発生ゴミの抑制対策・分別処理を促進する。								✓	✓
	施設の適正管理・耐久性向上を促進する。								✓	✓
	落葉等によるコンポスト化等のリサイクルを促進する。									
	資材等の選定に当たっては、耐久性が高く、再資源化しやすいもの、環境負荷の少ないもの、再生品などを優先的に使用するよう努める。								✓	✓

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		地域別				配慮時期				チェック		
		山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施	
基本的配慮事項 1 緑地や水辺など自然的要素の多い空間の創造に努める。												
個別事項	まとまりや連続性のある緑地の保全・確保に努める。										✓	✓
	源流域や良好な湿地等の生物生息空間の保全・確保に努める。										✓	✓
	樹林地・湿地・水辺環境の創造など多様性の確保に努める。										✓	✓
	緑化に当たっては、地域の環境に配慮した在来種の採用を促進する。											
	湿地・湧水地の調査・研究及び保全対策を促進する。											
基本的配慮事項 2 自然環境はもとより、歴史的文化的遺産など、計画地が有している環境資源に配慮し、それらの環境資源の保全・活用を図る。												
個別事項	既存の地形・植生・景観等、地域環境特性を生かした整備を図る。										✓	✓
	現況地形に配慮した施設の整備を図る。										✓	✓
	表土の保全と活用を図る。											
	彩の国豊かな自然環境づくり計画基礎調査結果（自然環境マップ、保全状況マップ、自然評価マップ）を活用し、自然環境に配慮した計画を策定する。										✓	
	計画策定に当たっては、環境影響に関する調査（地形・地質・動植物・景観等）を実施する。											
	事業終了後も必要に応じて適切な時期にモニタリング調査を実施する。											
	適切な維持管理手法の調査・研究を促進する。										✓	
文化財指定区域については保存に努めるとともに、埋蔵文化財包蔵地においては保存の検討や記録の保存に努める。												
基本的配慮事項 3 オープンスペースの確保や良好な都市景観の創造に寄与する。												
個別事項	土地利用や住民の利用動向に応じた緑地の確保を促進する。											
	屋根、壁面、法面、人工地盤等の緑化を促進する。											
	周辺の景観に調和するデザインの導入や、自然素材・地場産材の利用を促進する。											
	緑化に当たっては、気象や土壌条件、地域の特性を考慮し在来の植生を中心とした景観の創造を促進する。											
	緑の協定を推進する。											
	総合的な緑地の保全・創造・確保手法の調査・研究を推進する。											

基本方向 2 恵み豊かでうるおいのある環境の確保		地域別				配慮時期				チェック	
		山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 4 野生生物の生息・生育に配慮した公園の整備に努める。											
個別事項	農薬の適正利用と使用削減を図る。									✓	✓
	照明施設利用時における動植物への生息環境に配慮する。									✓	✓
	アーバンエコロジーパークの整備及びサンクチュアリーの確保を促進する。										
	環境教育に配慮した公園緑地の整備を促進する。									✓	✓
	さいたまレッドデータブックに基づき希少野生生物の生息・生育状況を把握し、その保護を図る。									✓	✓
	樹林地や湿地等の管理段階においては、野生動植物等の生息環境の保全に配慮する。									✓	✓
	ビオトープ及びミティゲーションなどの事業を促進する。									✓	
	ビオトープネットワーク計画を促進する。										
	希少野生動植物及び生態系等の環境調査・研究を促進する。										
工事の施工時期の選定に当たっては、野生生物への影響に配慮する。									✓	✓	
植栽や魚の放流等においては、野生生物への影響に配慮する。									✓	✓	

基本方向 3 県民等の自主的取組の促進		地域別				配慮時期				チェック	
		山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 1 自然保護や自然観察についての学習機会の場としての活用を図り、県民等の自主的取組の推進に配慮する。											
個別事項	地域の環境活動や指導者の育成に対応するため、観察会や体験学習などの各種講習会の開催を促進する。									✓	
	学校教育の一環として、公園、緑地を環境教育のフィールドとして活用するなど、関係部局との連携の強化を図る。									✓	✓
	住民共同緑化の支援を推進する。										
	彩の国ナチュラルリスト（自然観察指導員）の育成・活用促進を図る。									✓	
	さいたま緑のトラスト運動を推進する。										
	周辺の自然と調和した市民農園の普及を促進する。										
	公園、緑地等の環境保全及び管理に取り組む県民等のボランティア活動等を支援する。									✓	

基本方向 3 県民等の自主的取組の促進	地域別				配慮時期			チェック		
	山地地域	丘陵・台地地域	低地地域	市街地地域	企画・構想段階	調査・計画段階	設計・施工段階	管理段階	該当	実施
基本的配慮事項 2 事業内容やそれに係る環境の状況、環境の保全と創造に関する施策などの情報を県民等に適切に提供するよう努める。										
個別事項	自然観察や花便りなど緑の情報、各種行事の情報提供を促進する。								✓	✓
	公園内防災機能の強化と適切な避難地情報の提供を促進する。									
	情報提供のネットワーク化に努める。								✓	✓
	適切な情報提供のためのパンフレットの更新を図る。								✓	✓
実施率 (b / a (%))								合計 (a)	合計 (b)	
80.0%								30	24	

【記入方法】

- 1 該当欄は、該当する項目に✓印をつけ、✓の合計数を記入(a)する。
- 2 実施欄は、実施した(実施を決定した)事項に✓印をつけ、✓の合計数を記入(b)する。

総合評価	4
------	---

【評価基準】

- 5 : 実施率が90%以上で、かつ、技術・社会動向からみて最大限の措置を講じている。
- 4 : 実施率が80%以上で、かつ、基準5には及ばないが一定レベルの措置を講じている。
- 3 : 実施率が、70%以上である。
- 2 : 実施率が、50%以上70%未満である。
- 1 : 実施率が、50%未満である。

総合評価が4以上の事業にあつては、様式第1号の「特に配慮した事項」欄に、その評価に値する措置の内容について、必ず記入する。

なお、総合評価が2以下の事業にあつては、様式第1号の「配慮できなかった事項及び理由、又は今後の事業にあつての配慮すべき事項」欄に、配慮が欠けることとなった理由等について、必ず記入する。総合評価が3以上の事業についても、同欄に、今後の事業にあつての配慮すべき事項について、記入する。